

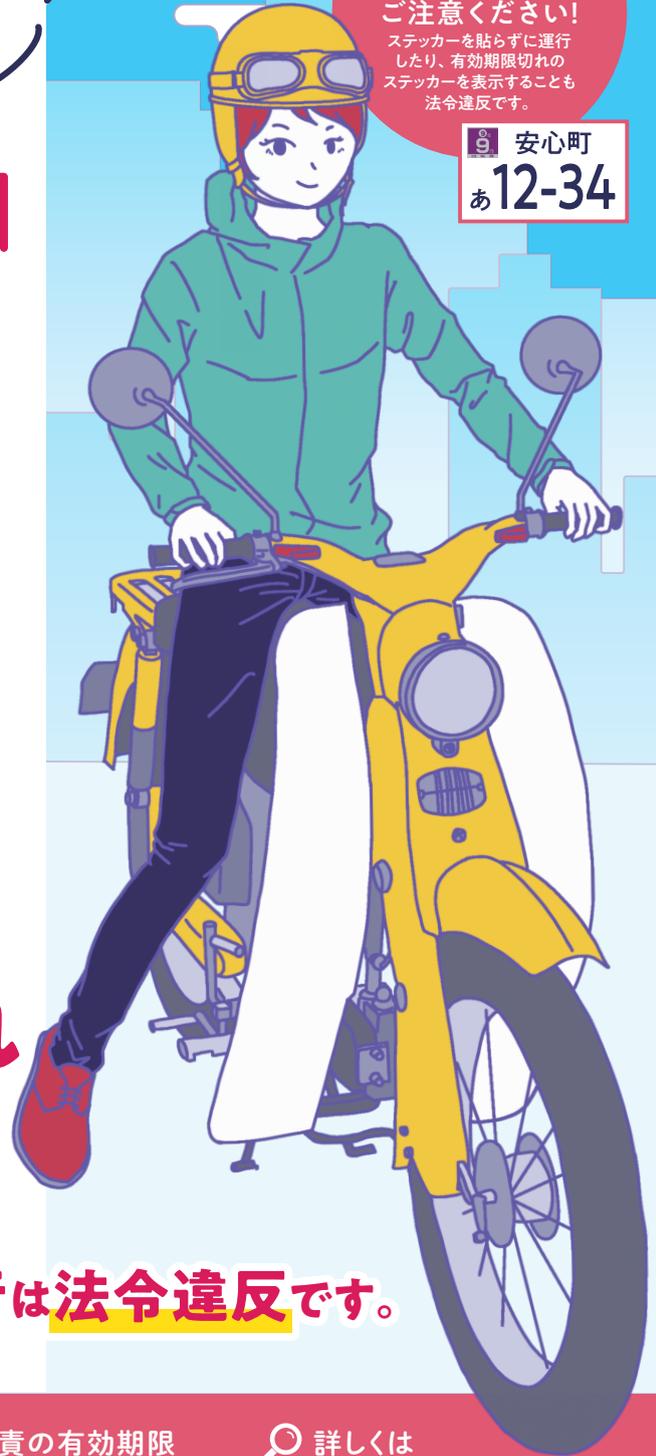
電動キックボードを
運転する際にも
自賠責保険(共済)への
加入が必要です。

電動キックボードは
原動機付自転車等
に該当します。

乗るなら
確認

ステッカーの
貼替え忘れに
ご注意ください!
ステッカーを貼らずに運行
したり、有効期限切れの
ステッカーを表示することも
法令違反です。

安心町
あ12-34



「自賠責」 お忘れなく!

自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です。

自賠責って?

「自賠責」は、交通事故の被害者の救済や、万が一加害者となってしまう場合に備えるための保険(共済)制度です。もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません!

自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険(共済)代理店、クルマ・バイクの販売店等で簡単に加入できます! 250cc以下のバイク(原付含む)なら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます!

チェック!自賠責の有効期限



250cc以下のバイク(原付含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック(ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります)



自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック



詳しくは

自賠責ポータルサイト 検索

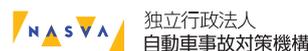
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/>



無保険(共済)車・
無車検車を見かけたら

無保険車通報窓口 検索

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 JA共済 こくみん共済(全労済) 全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済